

改正後	現 行	変更理由
<p>機構集積協力金交付事業事務取扱要領</p> <p>制定 平成27年(2015年)5月12日付け経営第269号 農政部長通知                      改正 平成28年(2016年)4月25日付け経営第189号 農政部長通知                      改正 平成29年(2017年)5月29日付け経営第331号 農政部長通知                      改正 令和元年(2019年)7月24日付け経営第636号 農政部長通知                      改正 令和3年(2021年)5月27日付け経営第263号 農政部長通知                      改正 <u>令和4年(2022年)6月3日付け経営第240号 農政部長通知</u></p>	<p>機構集積協力金交付事業事務取扱要領</p> <p>制定 平成27年(2015年)5月12日付け経営第269号 農政部長通知                      改正 平成28年(2016年)4月25日付け経営第189号 農政部長通知                      改正 平成29年(2017年)5月29日付け経営第331号 農政部長通知                      改正 令和元年(2019年)7月24日付け経営第636号 農政部長通知                      改正 令和3年(2021年)5月27日付け経営第263号 農政部長通知</p>	
<p>第1～第2 【略】</p>	<p>第1～第2 【略】</p>	
<p>第3 事業実施計画の承認</p> <p>1～3 【略】</p> <p>4 なお、実施要綱別記<u>3</u>－1第5の5に規定する交付金の使途に係る協議は、市町村と総合振興局長等が行うものとする。</p>	<p>第3 事業実施計画の承認</p> <p>1～3 【略】</p> <p>4 なお、実施要綱別記<u>2</u>－1第5の5に規定する交付金の使途に係る協議は、市町村と総合振興局長等が行うものとする。</p>	<p>実施要綱の規定の変更</p>
<p>第4 事業実施計画の変更</p> <p>市町村計画について、以下の変更が生じた場合は、第3の手續に準じて事業計画の変更の手續を行うものとする。</p> <p>1 実施要綱第3の<u>3</u>に掲げる事業の新設又は廃止</p> <p>2 【略】</p>	<p>第4 事業実施計画の変更</p> <p>市町村計画について、以下の変更が生じた場合は、第3の手續に準じて事業計画の変更の手續を行うものとする。</p> <p>1 実施要綱第3の<u>2</u>に掲げる事業の新設又は廃止</p> <p>2 【略】</p>	<p>実施要綱の規定の変更</p>
<p>第5 助成措置</p> <p>1 総合振興局長等は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、市町村に対して補助金を交付するものとする。                      なお、対象経費は、実施要綱別表2の<u>5</u>に掲げるものに限るものとする。</p> <p>2 【略】</p>	<p>第5 助成措置</p> <p>1 総合振興局長等は、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、市町村に対して補助金を交付するものとする。                      なお、対象経費は、実施要綱別表2に掲げるものに限るものとする。</p> <p>2 【略】</p>	<p>実施要綱の規定の変更</p>
<p>第6～第18 【略】</p>	<p>第6～第18 【略】</p>	
<p>第19 額の確定</p> <p>1～2 【略】</p> <p>3 総合振興局長等は、補助金の額を確定したときは、<u>4月8日までに</u>、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、様式第14号の補助金交付状況報告書を農政部長に報告するとともに、<u>第17の1の規定により市町村から提出された補助事業等実績報告書及び関係書類の写しを添えて、様式第16号により農政部長へ報告するものとする。</u></p>	<p>第19 額の確定</p> <p>1～2 【略】</p> <p>3 総合振興局長等は、補助金の額を確定したときは、当該補助金に係る交付状況を取りまとめ、様式第14号の補助金交付状況報告書を<u>速やかに</u>農政部長に報告するものとする。</p>	<p>第23からの規定の移行による追加</p>
<p>第20～22 【略】</p>	<p>第20～22 【略】</p>	
<p><u>[削る]</u></p>	<p><u>第23 事業の完了報告</u>                      総合振興局長等は、第17の1の規定により市町村から提出された補助事業等実績報告書を取りまとめ、<u>内容確認の上、4月8日までに様式第16号により農政部長へ報告するものとする。</u></p>	<p>第19への規定の移行による削除</p>
<p>第23 関係機関との連携</p> <p>市町村は、本事業を実施するに当たり、関係機関と密接に連携し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するよう努めるものとする。</p>	<p>第24 関係機関との連携</p> <p>市町村は、本事業を実施するに当たり、関係機関と密接に連携し、本事業を地域の実情に即して効果的に推進するよう努めるものとする。</p>	<p>規定番号の修正</p>
<p>第24 報告及び検査</p> <p>総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、道規則第23条の2により、市町村及び協力金の交付を受けた農業者等に対し、報告を求め、その職員に帳簿</p>	<p>第25 報告及び検査</p> <p>総合振興局長等は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、道規則第23条の2により、市町村及び協力金の交付を受けた農業者等に対し、報告を求め、その職員に帳簿</p>	<p>規定番号の修正</p>

及び書類その他の物件を調査させること若しくは関係者に質問させること、並びに現地への立入調査を行うことができるものとする。

第25 その他  
この要領に定めるもののほか、交付基準、その他この事業の実施に必要な事項は、農政部長が別に定めるものとする。

附則(平成27年(2015年)5月12日付け経営第269号)  
【略】

附則(平成28年(2016年)4月25日付け経営第189号)  
【略】

附則(平成29年(2017年)5月29日付け経営第331号)  
【略】

附則(令和元年(2019年)7月24日付け経営第636号)  
【略】

附則(令和3年(2021年)5月27日付け経営第263号)  
【略】

附則(令和4年(2022年)6月3日付け経営第240号)  
この要領は、令和4年(2022年)6月3日から施行し、令和4年(2022年)4月1日から適用する。ただし、改正前のこの要領に基づき令和3年度(2021年度)に補助金の交付決定を受けた事業については、なお従前の例によるものとする。

及び書類その他の物件を調査させること若しくは関係者に質問させること、並びに現地への立入調査を行うことができるものとする。

第26 その他  
この要領に定めるもののほか、交付基準、その他この事業の実施に必要な事項は、農政部長が別に定めるものとする。

附則(平成27年(2015年)5月12日付け経営第269号)  
【略】

附則(平成28年(2016年)4月25日付け経営第189号)  
【略】

附則(平成29年(2017年)5月29日付け経営第331号)  
【略】

附則(令和元年(2019年)7月24日付け経営第636号)  
【略】

附則(令和3年(2021年)5月27日付け経営第263号)  
【略】

【新設】

規定番号の修正

本改正に伴う追加

別表(第10関係)

補助対象 事業費	経費の内容	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
機構集積 協力金 交付事業	市町村が実施要綱第3の3の規定に基づいて行う次の事業に要する経費 1 地域集積協力金交付事業 2 <u>集約化奨励金交付事業</u> 3 <u>経営転換協力金交付事業</u> 4 <u>機構集積協力金推進事業</u>	定額		・経費の内容欄に掲げる1から4までの事業の新設又は廃止 ・補助金額の3割を超える減又は補助金額の増

別表(第10関係)

補助対象 事業費	経費の内容	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
機構集積 協力金 交付事業	市町村が実施要綱第3の2の規定に基づいて行う次の事業に要する経費 1 地域集積協力金交付事業 2 <u>経営転換協力金交付事業</u> 3 <u>機構集積協力金推進事業</u>	定額		・経費の内容欄に掲げる1から3までの事業の新設又は廃止 ・補助金額の3割を超える減又は補助金額の増

実施要綱の規定の変更

事業メニューの追加による修正

様式第1号 【略】

様式第1号 【略】

様式第2号(第3の2関係)

様式第2号(第3の2関係)

(記号)第 号  
年 月 日

(記号)第 号  
年 月 日

(市町村長) 様

総合振興局長(振興局長)

年度事業実施計画の(変更の)承認について

年 月 日付けで(変更の)申請のあった市町村実施計画について、機構集積協力金交付事業事務取扱要領(平成27年(2015年)5月12日付け経営第269号農政部長通知)第3の2に基づき承認します。

( 部 課 グループ(係))

(市町村長) 様

総合振興局長(振興局長) 印

押印削除

年度事業実施計画の(変更の)承認について

年 月 日付けで(変更の)申請のあった市町村実施計画について、機構集積協力金交付事業事務取扱要領(平成27年(2015年)5月12日付け経営第269号農政部長通知)第3の2に基づき承認します。

( 部 課 グループ(係))

様式第3号 【略】

様式第3号 【略】

様式第4号(第8の1関係)

様式第4号(第8の1関係)

(記号)第 号指令

(記号)第 号指令

(市町村長)

(市町村長)

年 月 日申請の機構集積協力金交付事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。  
ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日申請の機構集積協力金交付事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。  
ただし、次の事項を守らなければなりません。

年 月 日

年 月 日

総合振興局長(振興局長) 印

総合振興局長(振興局長) 印

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

1 この補助金の交付の対象となる補助事業の名称及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業名	補助対象経費		補助金の額		完了期限
	区分	金額	金額	金額	
機構集積協力金交付事業	1 地域集積協力金交付事業	円	円	円	年 月 日
	2 集約化奨励金交付事業	円	円	円	
	3 経営転換協力金交付事業	円	円	円	
	4 機構集積協力金推進事業	円	円	円	
合計		円	円	円	

補助事業名	補助対象経費		補助金の額		完了期限
	区分	金額	金額	金額	
機構集積協力金交付事業	1 地域集積協力金交付事業	円	円	円	年 月 日
	(1) 集積タイプ	( 円)	( 円)	( 円)	
	(2) 集約化タイプ	( 円)	( 円)	( 円)	
	2 経営転換協力金交付事業	円	円	円	
	3 機構集積協力金推進事業費	円	円	円	
	[新設]				
合計		円	円	円	

- 2 補助対象経費の区分の欄の1~3の経費と4の経費の相互間における流用はできません。  
3 次のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。  
(1) 1の表の区分欄の1から4までに掲げる事業の新設又は廃止  
(2) 【略】

- 2 補助対象経費の区分の欄の1及び2の経費と3の経費の相互間における流用はできません。  
3 次のいずれかに該当する補助事業の内容を変更するときは、総合振興局長(振興局長)の承認を受けなければなりません。  
(1) 1の表の区分欄の1から3までに掲げる事業の新設又は廃止  
(2) 【略】

事業メニューの追加による修正

4 【略】  
 5 補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに総合振興局長(振興局長)に報告し、その指示を受けなければなりません。  
 6～18 【略】

( 部 課 グループ(係))

4 【略】  
 5 補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに、速やかに総合振興局長(振興局長)に報告し、その指示を受けなければなりません。  
 6～18 【略】

( 部 課 グループ(係))

字句修正

様式第5号～様式第14号 【略】

様式第5号～様式第14号 【略】

様式第15号 (第22の1関係)

(記号)第 号  
 年 月 日

総合振興局長(振興局長) 様

(市町村長)  
 氏 名

年度機構集積協力金交付事業交付決定前着手届

機構集積協力金交付事業事務取扱要領(平成27年(2015年)5月12日付け経営第269号農政部長通知)第22の1に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手するので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更(事業の内容変更)はないこと。

別添

区分	事業費	着手		
		うち国費	年月日	完了予定年月日

理 由

様式第15号 (第22の1関係)

(記号)第 号  
 年 月 日

総合振興局長(振興局長) 様

(市町村長)  
 氏 名 印

年度機構集積協力金交付事業交付決定前着手届

機構集積協力金交付事業事務取扱要領(平成27年(2015年)5月12日付け経営第269号農政部長通知)第22の1に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手するので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更(事業の内容変更)はないこと。

別添

区分	事業費	着手		
		うち国費	年月日	完了予定年月日

理 由

押印削除

様式第16号 (第19の3関係)

(記号)第 号  
 年 月 日

様式第16号 (第23関係)

(記号)第 号  
 年 月 日

規定の修正

農政部長 様

総合振興局長(振興局長)

年度事業完了報告について

機構集積協力金交付事業事務取扱要領(平成27年(2015年)5月12日付け経営第269号農政部長通知)第19の3に基づき、次のとおり報告します。

記

[完了の報告があった市町村名]

- 1 ○○
- 2 ○○

( 部 課 グループ(係))

添付資料：市町村からの補助事業等実績報告書の写し

農政部長 様

総合振興局長(振興局長)

年度事業完了報告について

機構集積協力金交付事業事務取扱要領(平成27年(2015年)5月12日付け経営第269号農政部長通知)第23に基づき、次のとおり報告します。

記

[完了の報告があった市町村名]

- 1 ○○
- 2 ○○

( 部 課 グループ(係))

添付資料：市町村からの補助事業等実績報告書の写し